

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 金 成玟

本審査委員会は平成25年6月4日、金成玟 (KIM Sungmin) の博士学位申請論文についての最終審査を行った。金は、ソウル大学大学院言論情報学科修士課程修了後、本学大学院学際情報学府博士課程に入学し、2010年3月単位取得退学、情報学環助教を経て、現在は北海道大准教授に着任している。多くの国際学会に参加し、「禁止とメディア：1970年代韓国社会における日本大衆文化禁止と新聞・放送」(2008)、「禁止と越境：1950-70年代韓国釜山における日本の電波越境(spill-over)現象の文化的意味」(2010) 等々の学会論文を発表しきたが、一貫して日韓の大衆文化の越境に取り組んできた。その最終的な成果である本論文は、朴正熙らの開発独裁体制時代の韓国に焦点を当て、この時代、公式には全面禁止されていた日本大衆文化が、その禁止を越境してどう韓国社会に受容されてきたのか、またこの過程で、「日本」をめぐる禁止の機制と欲望の機制がどのような相互関係をなしていたのかを明らかにしたものである。

序章では、「日本大衆文化禁止」を脱植民地化の一環をなす強固で法的なものとしてきたこれまでの観点の限界が示される。金によれば、この「禁止」は、国民構築の両義性や冷戦構造下で構築される東アジア諸関係、脱植民地化と近代化が生み出す葛藤と欲望等との関係において流動的、生産的な性格のものとして把握される。本論文が焦点を当てる1960~80年代は、①経済的な発展期であり、②反共と反日に媒介された民族的主体の構築期であり、③メディア・大衆文化産業の成長期であった。序章では、こうした三重に特有の時期を念頭に、国境やナショナル・アイデンティティ、従属と開発等々、本論文と関係する諸先行研究が検討されている。

第1章では、キーワードである「禁止」についての理論的考察が進められ、フレイザーからデュルケム、フロイト、レヴィ=ストロースに至る禁止論が検討される。さらに、フーコーを通じて「法的なもの」ではない「禁止」が問われ、ポストコロニアル理論から禁止の「違反」が有する諸次元や「違反」を含む「禁止」が、「検閲」や「否認」の概念を通じて検討される。このような一連の先行理論の検討を通じ、著者は「排除」する禁止と「否認」する禁止という2つの禁止概念を区別する。どちらの禁止においても「検閲」が禁止の主要な機能として働くが、「排除」の禁止が法的規制により実際の排除を実施するのに対し、「否認」の禁止は、実際に排除されるかどうかにかかわらず、境界侵犯を否認することで「禁止」の共同体を維持していく。

第2章では、アメリカの圧倒的なヘゲモニーの下で再編される冷戦初期のメディア空間、とりわけ放送(ラジオとテレビ)において、韓国が日本大衆文化をどう受容し、否認していったかが論じられる。より具体的には、米軍放送(AFKN)の設立と発展、戦後韓国の放送文化での日本大衆文化の「否認」による受容(「米国産」としての日本アニメの放送)が論じられる。

第3章は、独立直後から「植民地の残滓」を象徴する語であった「倭色」がどう定義・消費・利用されていったのかを論じ、1960年代、「倭色」をめぐる言説の変化が、日本の大衆文化禁止

に与えた変化を明らかにする。著者によれば、「何が倭色なのか」についての明確な基準があつたわけではなく、あるものを「倭色」と規定すること自体が、許容と禁止の間に境界線を確立していく効果を生んでいた。この言説戦略は、日本大衆文化に対する「検閲」の構図を変化させ、もはや検閲の対象は日本の大衆文化全体ではなくなっていた。

第4章は、釜山での日本の放送電波の越境を、韓国のテレビ放送の形成と関連づけ、日本大衆文化の越境が及ぼした影響と「禁止」の様態を検討している。著者が指摘するのは、釜山における放送電波の越境が、技術やコンテンツの面で韓国の放送に大きな影響を及ぼした点である。釜山においては、電波越境が積極的に消費され、日常生活の一部となつた。韓国は、これを排除する法制度や技術は整えず、ただ日本の放送の視聴を問題化する言説のみが存在していた。

第5章は、1970～80年代日本アニメの越境と消費を分析している。本論文が示すように、日本のアニメ放送は、米国などの第三国を経由するか、韓国が日本アニメ制作の下請け作業を担うことで韓国社会にもたらされた。同時代、独裁政権は日本アニメが韓国国内に広く流通していることを認識していたが、これを否認し、メディアの側も脚色、翻訳、修正などを通じてこれを検閲した。韓国で大衆的に消費されるアニメの本当の国籍が「日本」であるらしいことは知られていたが、ジャーナリズムが公式にそれを問題化することはなかった。著者のいう「否認」のメカニズムは、独裁政権の権威主義とメディアの商業主義の双方にとって都合がよかつた。

第6章は、1980年代の「日本大衆文化禁止」の問題状況の変化を明らかにしている。日本のアニメや映画を複製したビデオテープの流通は、日本大衆文化の越境的消費を、釜山のような特殊な空間だけでなく、韓国のある場所で可能にした。さらにウォークマンなどの新しいメディアの登場により海賊版のマーケットが拡大し、同時に万国著作権条約への加入によって、日本大衆文化に対する禁止と越境は、グローバルな法秩序の下に置かれることとなつた。

結論では、「日本大衆文化禁止」が韓国の大衆文化の形成においてどのような意味を持ったのかを考察し、日本の大衆文化が禁止されながらも活発に消費されていたのは、「日本大衆文化禁止」の戦略が、日本の大衆文化を根本的に「排除」するのではなく、消費しているものを「否認」させることに向けられていたからだという、本論文の基本的主張を確認している。

最終審査会では、金から論文概要と第二次予備審査委員会で指摘された点に対応してどのような改善がなされたのかの報告があった。審査委員からは、第二次予備審査論文の段階で指摘された問題点がほぼすべて解決されていることが確認された。特に、「禁止」の概念を「排除」と「否認」に明確に区別したことにより、日本大衆文化「禁止」政策の位置づけがより明瞭になり、論文全体の基礎づけがしっかりとなされたと高い評価が与えられた。「倭色」という概念が戦術的に用いられることで生じた効果や、北朝鮮に対する「禁止」と日本に対する「禁止」がどのように位相的に異なるのかについても新しい展望が示されていることが評価された。他方、論文の骨格を明瞭にしようとするあまり、若干、議論が図式的になつて面や、結論部の掘り下げがやや足りない面もあるが、全員から最終審査論文が第二次予備審査論文と比べ大幅に改善されたとの評価を受けた。以上の審査を踏まえ、本論文は独創性、実証性、理論性など多くの点で卓越した研究成果であり、博士論文の水準を超えたものであるという認識で審査委員全員が一致し、本審査委員会は、本論文が博士（学際情報学）の学位に十分に相当するものと決定した。